

# 令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」(以下「国の制度要綱」という。)及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領」(以下「国の実施要領」という。)に基づき、実施事業者がワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業等に係るPCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。)及び抗原定性検査に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、当該事業者に対し、令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業費補助金を交付するものとし、その交付については、青森県補助金の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところとする。

## (補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に該当するPCR検査等及び抗原定性検査を無料で実施する事業とする。なお、第1号の検査については、原則として抗原定性検査により実施するものとし、「受検者が10歳未満である場合」及び「高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を予定している場合」に限り、PCR検査等により実施できるものとする。

### (1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等検査

新型コロナワクチンを3回接種していない者のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者(以下「無症状者」という。)が経済社会活動を行うに当たり、ワクチン検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行若しくは帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組において必要な検査

※ 新型コロナワクチンの3回接種を完了した者であっても、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、上記検査を受検する必要が認められる場合を含む。

### (2) 感染拡大傾向時の一般検査

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる県民のうち、無症状者が、感染拡大の傾向が見られる場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定に基づき知事が行う検査受検要請に応じて受検する検査

## (補助対象者)

第3 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、国の実施要領第2条の規定に基づき、知事から登録を受けた事業者とする。

## (補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第3欄に掲げるものとする。

## (補助金交付額の算定方法)

第5 補助金の交付額は、次に掲げる額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた

場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 検査等費用支援分

検査1件ごとに別表第2欄の補助基準額と同表第3欄の補助対象経費の実支出額のうちいずれか低い額を合計した額に、検査件数に3,000円を乗じて得た額を加算し、得られた額と同表第4欄の補助率を乗じて得た額

(2) 検査体制整備支援分

別表第2欄の補助基準額と同表第3欄の補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、同表第4欄の補助率を乗じて得た額

(申請書等)

第6 規則第3条第1項の申請書は、検査等費用支援分の申請にあつては第1号様式とし、検査体制整備支援分の申請にあつては第2号様式とする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、検査等費用支援分の申請にあつては第1号及び第3号に掲げる書類とし、検査体制整備支援分の申請にあつては第2号及び第3号に掲げる書類とする。

(1) 補助事業実績報告書(検査等費用支援分)(第3号様式)

(2) 補助事業実績報告書(検査体制整備支援分)(第4号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出時期は、補助事業者に別途通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業の内容の変更(知事が認める軽微な変更を除く。)、中止又は廃止する場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出して、その承認を受けること。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(3) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の支出その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳(第6号様式)その他関係書類を第10第2項に規定する期間、整備保管すること。

(6) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合も含む)には、仕入控除税額報告書(第7号様式)により知事に報告しなければならないこと。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。

(申請の取下げの期日)

第8 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(交付の決定及び額の決定)

第9 知事は、第6の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定及び額の決定又は不交付の決定を行い、当該事業の申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付方法)

第10 知事は、第9の規定による交付の決定及び額の決定を行ったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第11 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格が50万円以上の機械、器具等とする。

2 規則第19条ただし書の規定により、財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(施行事項)

第12 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。